

■ 10月説明会で出されたご質問への回答とご意見の概要(当日お答えできなかった部分等は、書き加えています。)

No.	参加者からの質問・意見	区への回答
1	当初、区の説明は、敷地から30mの近隣住民だけだったらしいが、説明が足りないのではないか。	平成28年12月に国から本用地について売却相手方通知を受け取り、平成29年2月に区長記者発表を行った以降、近隣の方々にチラシを配らせていただきました。その後、平成29年12月に近隣住民向けの説明会を開催した際も説明会開催のチラシを配らせていただきました。その他、議会や民生委員・児童委員、港区医師会・歯科医師会、港区法曹界、学校・町会等に説明を行っています。 今後も区民の皆様への説明が必要であると認識しておりますので、今回の説明会を含め、機会を捉えて説明をさせていただきたいと考えています。
2	資料に外観のイメージがあるが、建物の高さは本当にこの程度で済むのか。建築許可を取ると高さ制限がなくなると聞いたことがある。	東京都の条例に基づく高さ制限のため、計画どおりの高さの建物となります。
3	説明会の参加者が意見を言っても区的意思決定は覆らないのですか。	1つ1つ議会の審議を経て決定していることであり、区の決定の手順を踏んでいます。ご理解をいただきたいと思えます。
4	平成28年12月の近隣住民への説明会以降、なぜ今回まで説明会を開催しなかったのか。	平成28年12月の近隣住民への説明会以降、設計作業に入り、様々な機能が決定した段階で開催する予定としておりました。 これまで、説明会とは別に、近隣をはじめ個別に質問をいただいた際には説明をし、今後も区民の皆様への説明が必要であると認識しており、今回の説明会を含め、機会を捉えて説明させていただきたいと考えています。
5	計画について知っている人と知らない人がいるのはなぜか。	知らなかったという方も含めて十分な説明の必要があると認識しており、今日の機会を設けさせていただきました。ご質問や疑問に思っていることをどうぞご発言ください。
6	区が保有している土地は小学校跡地などがあるのではないか。小学校跡地を計画地として検討しなかったのか。	小学校跡地は、既に保育園・学童クラブその他で使用されており、検討対象としておりません。
7	なぜ、南青山五丁目を候補地にしたのか。資料を提示してほしい。	区内に、本施設を建設できる土地がなかったことから、国から土地を取得しました。土地購入の経緯をホームページに掲載します。
8	青山の一等地の1,000坪の土地で、なぜ子どもの支援センターみたいな施設が選択されたのか。ほかにも選択できる土地があるのに、なぜ一等地を選択したのか。	平成28年に児童福祉法が改正され、区も児童相談所を設置できることになりました。学校跡地を含め区の所有する土地は、使用中または他の用途が検討されている中、国から南青山五丁目の土地売却の情報提供があり、国に対して取得要望を提出しました。

9	<p>計画用地の周りは、とても細い一方通行の道であり、骨董通りの歩道はデコボコである。駅からバギーを押して施設まで行くのは困難であると思う。</p>	<p>施設建設に当たっては、歩道を拡幅整備するなど、周辺の歩行環境に配慮してまいります。</p>
10	<p>区は、青山がいかにかに一等地かといことを理解していないのでは。青山は商業地区であり、世界の青山をつくっていくという状況の中で、子どもと青山はつながらない。</p>	<p>国から取得した南青山の地に、子どもと家庭を守るための施設を整備してまいります。ご理解をお願いします。</p>
11	<p>商業地区である一方で、青山は大学があり文教地区というイメージがある。また、美術館があり文化の発信地という地域性もあり、これからの社会をつくっていく子どもや家族の施設をつくることは、港区らしい判断ではないか。子どもを含めた家庭というのは、地域の一部だと思う。</p>	<p>ご理解をいただきありがとうございます。</p>
12	<p>支援が必要な親子以外にも、みんなが使える施設なのか。</p>	<p>子ども家庭支援センターは、港区のあらゆる場所から親子が訪れる施設です。妊娠中の方も含め、どなたでも相談や子育て情報の収集をすることができます。また、親子同士の交流や多世代交流などにも活用していただけます。子ども本人からの相談にも対応しています。 児童相談所の相談についても、専門性の高い相談をどなたでも利用することができます。</p>
13	<p>一時保護所について詳しく説明してほしい。</p>	<p>一時保護所は、児童福祉法第33条に基づき、保護を必要とする児童を、原則約2カ月を期限として受け入れ、行動診断(子どもの状況の把握)を行うための施設です。同時に、心理、医学、社会環境の診断なども行われます。 一時保護には、二つの大きな目的があります。一つは、子どもの安全の確保です。例えば、虐待を受けている場合や親がいない状態で子どもだけで過ごしている場合など、一時保護をすることができます。もう一つは、子どもの様々な問題を調査し、支援内容を検討する必要がある場合です。親子関係がうまく結べないなど、子どもの様々な問題点や抱えている苦悩、家族の抱える問題などを明らかにするため保護することができます。 一時保護所では、できるだけ家庭的な雰囲気の中で、子どもが落ち着いて生活できるよう寄り添う支援を行います。</p>

14	母子生活支援施設について詳しく説明してほしい。	母子生活支援施設は、様々な事情がある母子の生活の場所で、自立につなげるための施設です。 児童福祉法第38条による施設であり、死別や離婚、未婚、又は行方不明など、様々な事情を抱える親子が生活します。住居や就労、母子の心身の健康などの相談に応じ適切に支援する中で、自立のために一緒に問題を解決していく施設です。
15	児童相談所に一時保護された子どもは学校に通わないと聞かすが、通えないような子どもたちということか。	一時保護所は、子どもを安全に保護することが目的であるため、原則的に自由に学校に通わず、一時保護所内で学習することとなります。
16	触法少年について説明してほしい。	触法少年は、14歳未満で法に触れる行為を行った少年・少女のことです。児童相談所が対応する触法少年の多くは、万引きや自転車窃盗の行為を行った子どもです。子ども自身の問題や家族の問題を解決しながら、成長を促していきます。
17	児童相談所や社会的養護など普段なじみのない話なので、どうしてもイメージがわきづらい。今後とも具体的なイメージが分かるよう説明してほしい。	ご意見はごもっともと思います。正しく情報が伝わるような勉強会や説明会を今後も行っていきたいと考えています。
18	DVなどの社会的な問題があり施設をつくる必要はあると思うが、青山の地域性から考えると、この施設は難しい。近隣の方は不安な気持ちでいるので、何度も説明してほしい。	施設の必要性や安全性など、正しい情報を区民の皆様にお伝えできるよう、今後も説明会や勉強会を行いたいと考えています。
19	母子生活支援施設について、イメージがつかめないので説明してほしい。	母子生活支援施設は、様々な事情がある母子の生活の場所で、自立につなげるための施設です。 児童福祉法第38条による施設であり、死別や離婚、未婚、又は行方不明など、様々な事情を抱える親子が生活します。住居や就労、母子の心身の健康などの相談に応じ適切に支援する中で、自立のために一緒に問題を解決していく施設です。
20	子ども家庭支援センター、児童相談所、母子生活支援施設の3つ役割の施設ができると思いますが、職員や利用者の方の行き来はどのようになるか。	母子生活支援施設は、生活の場所であり居室であるため、母子生活支援施設の職員と入所者が基本的には利用することになります。 子ども家庭支援センターと児童相談所には、どなたでも相談に訪れることが可能です。職員は、各施設と連携して問題に対応します。

21	<p>近隣の子どもが利用でき開放的な施設ならわかるが、閉鎖的な施設であり、莫大なお金をかけてひっそりとやる施設をわざわざ青山につくる必要はないのでは。</p> <p>なぜ、青山にこの施設をつくらなければいけないのか。</p>	<p>児童相談所や母子生活支援施設でしっかりと支援していくことで、子どもや家庭を守る必要があります。4階建ての1、2、3階は子ども家庭支援センターと児童相談所となっていますので、どなたでも利用いただけます。</p> <p>施設は、国から土地を取得できたことから、南青山に整備します。</p>
22	<p>莫大な金額をかけて閉鎖的な施設をつくるのかと心配である。</p>	<p>本施設に移転する子ども家庭支援センターは、港区のあらゆる場所から親子が訪れ、交流や相談、子育て情報の収集などができます。たくさんの親子連れの方、子育てを支援したいと思っている地域の方などが利用する開かれた施設です。</p>
23	<p>児童相談所というのは、必ずしも閉鎖的な施設である必要はないと思う。国によっては、お茶をするついでに児童相談所に来て福祉の専門家と話をするような開かれた場合もある。明るいオープンな児童相談所を目指せることがこの複合施設のメリットではないかと思う。</p>	<p>利用者と児童相談所との距離を縮めていくことは大切なことなので、青山のまちなかで、これまでにない新しい児童相談所をつくっていきたいと考えております。</p>
24	<p>子どもの声は本当によく響く。近隣住民の騒音公害にはどう対応するのか。</p>	<p>建物の外で活動することは少なく、外に声が大きく漏れることはないと考えております。</p>
25	<p>近隣のマンションの方と顔が合ってしまうようなことはないか。</p>	<p>マンション側の屋上やベランダには、子どもが自由に出ることはありません。また、マンションと向かい合わせの面は、基本的に曇りガラス等を使っており、目が合うことがないように計画しています。</p>
26	<p>事業費はどのくらいかかっているのか。</p>	<p>土地の購入は72億4,000万円、整備計画や設計が約1億1,700万円、工事費(未確定)が約32億円を予定しています。</p>
27	<p>児童相談所の一時保護所に入所した触法少年は、外出しないのか。</p>	<p>一時保護所への入所は、虐待を受け安全の確保が必要、あるいは親が病気で児童を預かる必要がある場合など様々な理由があります。その一つが触法少年の一時保護です。一時保護する場合も子どもの心身の状況を見極め適切に対応していきます。一時保護所入所中は、自由な外出はできません。</p>
28	<p>なぜ、青山の一等地に100億円を使ってそんな施設をつくるのか。</p>	<p>子どもと家庭の安全のためには、区として必要な施設と考えています。</p>

29	<p>一時保護所の子どもや母子生活支援施設の子どもは入所中にどこの学校に通うことになるのか。</p>	<p>一時保護所の子どもたちは、一時保護を理由に、学校の所属が変わることはありません。一時保護中は、子どもの安全確保を目的としているため、基本的には学校には通いません。一時保護所の中に学習環境を整え、学習することとなります。 母子生活支援施設の子どもは、地域の学校に通うこととなります。</p>
30	<p>この施設は、寄付でつくるのか。税金でつくるのか。</p>	<p>児童相談所は児童福祉法に定められた行政機関であり、区にとって必要な施設として、国からの補助金を含めた税金によって建設されます。</p>
31	<p>青山通り周辺地区まちづくりガイドラインには世界的な商業地、日本を代表する観光地と書いてある。今回の施設とガイドラインとの整合性はあるのか。</p>	<p>青山通り周辺地区まちづくりガイドラインにも沿った、子どもと家庭のための施設であると考えています。</p>
32	<p>母子生活支援施設は、必要だと思うが、青山の地域性から疑問が生じる。</p>	<p>母子生活支援施設では、子ども家庭支援センターや児童相談所の相談機能をフルに活用しつつ、各家庭の状況に合わせて必要な生活支援を行っていきます。</p>
33	<p>現在の子ども家庭支援センターは三田一丁目にあるが、そこに児童相談所と母子生活支援施設を拡充できないか。</p>	<p>現在の子ども家庭支援センターは、みなと保健所の2階のフロアのみを使用しており、児童相談所と母子生活支援施設を整備することは不可能です。</p>
34	<p>子どもの施設をつくることには賛成ですが、表参道の超一等地で、さらに完全な商業地区で、このような施設をつくと港区としての価値が下がるのではないか。</p>	<p>(仮称)港区子ども家庭総合支援センターは、子どもと家庭を守るための施設です。この施設を整備することで、整備した地域の価値が下がるとは考えておりません。</p>
35	<p>区長が議会で用地は閑静な場所と説明していたが、ここは閑静な場所ではない。 一方で、青山通り周辺地区まちづくりガイドラインでは商業地とある。つじつまが合わない。</p>	<p>区としては、大通りに面していない閑静な場所であると認識しています。また、青山通り周辺地区まちづくりガイドライン上の商業地区に公的な施設の建設が制限されるという規程はありません。</p>